

令 6 薬 務 第 3 7 3 号
令和 6 年(2024年) 5 月 3 1 日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物劇物の危害防止につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 6 年 5 月 29 日付け医薬発 0529 第 1 号により厚生
労働省医薬局長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会（組合）会員
へ周知していただきますようお願いいたします。

薬務課麻薬毒劇物班
担当：藤井（雄）
TEL：083-933-3018
FAX：083-933-3029

医 薬 発 0529 第 1 号
令 和 6 年 5 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第196号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 5 月 29 日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学製品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第 1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

(2) 「2-イソプロピル-4-メチルピリミジール-6-ジエチルチオホスフェイト

(別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日 (令和6年6月1日) において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和6年8月31日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第3条 (禁止規定)、第7条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第9条 (登録の変更) の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和6年8月31日までは、法第12条 (毒物又は劇物の表示) 第1項 (法第22条第5項において準用する場合を含む。) 及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項 (毒物又は劇物の表示)、第14条 (毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条 (毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2 (廃棄)、第16条 (運搬等についての技術上の基準等) 等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(R,S)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル (別名フルペンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を、マイクロカプセル製剤とし

て30%以下含有する製剤

3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

第3 その他

- (1) 改正政令及び改正省令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和5年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料3 毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36932.html

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230349&Mode=1>

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230350&Mode=1>

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 九の二 （略） 十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。 十の二 二十八の十四 （略） 二十八の十五 四―クロロ―ニ―フルオロー五―「（RS）―（二・二・ニ―トリフルオロエチル）スルフィニル」フェニル―五―「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチル―エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤 二十八の十六 （略） 二十九 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1） 31 （略） （32） 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―ニ―イル）―五―「（シクロプロピルメチル）アミノ」―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 （33） 31 （略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 九の二 （略） 十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。 十の二 二十八の十四 （略） （新設） 二十八の十五 （略） 二十九 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1） 31 （略） （新設） （32） 31 （略）

2 三十三、百十
(略) (略)

2 三十三、百十
(略) (略)

(事務局次長)

第二条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(参事官)

第三条 事務局に、参事官五人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(事務局長等の勤務の形態)

第四条 事務局長、事務局次長及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

第六条 本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日(令和六年六月一日)から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

2 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」を「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

推進本部に置かれる事務局

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

3 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「、船舶活用医療推進本部」を加える。

内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第二十条第一項第十号ただし書中「二五％」を「三〇％」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五 四一クロロ二一フルオロ五「(RS)ー(二・二・二トリフルオロエチル)スルフィニル」フェニル五「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチルエーテル(別名フルベンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(187)を(188)とし、(32)から(186)までを(33)から(187)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32) 一「(三クロロ四・五・六・七テトラヒドロピラゾロ「二・五ーa」ピリジン二一イル)ー五「(シクロプロピルメチル)アミノ」ー一ヒーピラゾール四ーカルボニトリル」別名シクロピラニル」及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二十条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二十条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

別記第十号様式を次のように改める。
別記第十号様式（第10条関係）
毒物劇物 劇物類 劇物類 劇物類

登録番号及び登録年月日	所在地
製造者（商号又は名称）	名称
製造者（住所）	住所
製造者（電話番号）	電話番号
製造者（メールアドレス）	メールアドレス
製造者（ウェブサイト）	ウェブサイト
製造者（SNS）	SNS
製造者（その他）	その他

上記により、毒物劇物の製造者の登録を申請します。
年 月 日
住所（法人にあつては、主たる事務所）
名称（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

製造者（住所）

- (注)
- 1 用紙の大きさは、JIS規格に準拠したものとする。
 - 2 字は、黒、インク等を用い、書きではつづきと書くこと。
 - 3 新法に製造（輸入）する品は、新法により記載すること。
 - (1) 類別は、毒物劇物又は劇物に該当する品に分類すること。
 - (2) 毒物劇物又は劇物に該当する品に分類すること。
 - (3) 品名は、品名を記載すること。
 - (4) 品名の合意は、一定の合意を記載すること。
 - (5) 品名の合意を記載すること。

附 則

- 1 この省令は、令和六年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一、十一の七（略） 十二の八、四、クロロニールフルオロ 五、一、（RS）ー（二・二・二・トリフル ロエチル）スルフィニル「フエニ ル」五、一、（トリフルオロメチル）「チオ」 ペンチルエーテル（別名フルペンチ オフェノックス）及びこれを含有する 製剤 十一の九・十一の十（略） 十二の六十七（略）	別表第一（第四条の二関係） 劇物 一、十一の七（略） （新設） 十一の八・十一の九（略） 十二の六十七（略）

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一、四の二（略） 五、二、イソプロピル・四、メチルピ ミジル・六、ジエチルチオホスフェイ ト（別名ダイアジノン）及びこれを含 有する製剤。ただし、二、イソプロピ ル・四、メチルピミジル・六、ジエ チルチオホスフェイト五、（マイク ロカプセル製剤にあつては、三〇％）以 下を含有するものを除く。 五の二、六十七（略）	別表第一（第四条の二関係） 劇物 一、四の二（略） 五、二、イソプロピル・四、メチルピ ミジル・六、ジエチルチオホスフェイ ト（別名ダイアジノン）及びこれを含 有する製剤。ただし、二、イソプロピ ル・四、メチルピミジル・六、ジエ チルチオホスフェイト五、（マイク ロカプセル製剤にあつては、二五％）以 下を含有するものを除く。 五の二、六十七（略）

附 則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第百九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。